

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の平成二十九年度答申第二号の内容について、別紙のとおり公表する。

平成二十九年十一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

審査庁：広島県知事

諮問日：平成29年4月28日

(平成29年度諮問第2号)

答申日：平成29年8月9日

(平成29年度答申第2号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

審査請求人より申立てのあった、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第27条第2項の規定による健康管理手当認定申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人が、障害名を循環器機能障害とし、疾病名を高血圧性心疾患として法第27条第2項の規定による健康管理手当の認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁は、審査請求人の病気が手当の支給対象となる程度の障害を伴う状態にあるものとは認められないとして、本件処分を行った。

審査請求人は、これを不服として審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は次の理由により不当であり、その取消しを求める。

- (1) 本件処分の通知中「支給できない理由」の記述の中に具体的な審査基準の記載がない。
- (2) 本件申請に対する認定に当たり、審査基準にない「障害の程度」という条件を一方的に持ち込んで本件処分を行った。
- (3) 提出した医師の診断書（以下「本件診断書」という。）には審査請求人の病気について「高血圧性心疾患」と書かれており、高血圧性心疾患の主な特徴の一つを認める記載があることから、審査請求人の病気は高血圧性心疾患であり、法27条に該当するにもかかわらず、認定されていない。
- (4) 本件診断書には審査請求人は他にも循環器の機能に障害がみられる疾病があると書かれており、これも循環器機能障害を伴う疾病の一つといえるから、法第27条第

1項の規定に該当するにもかかわらず、認定されていない。

(5) 本件申請に対して形式的な不備がないにもかかわらず、本件処分を行った。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は次の理由により違法又は不当な点はなく、審査請求は棄却されるべきである。

(1) 審査基準は公にしていたことや、審査請求人の本件申請における申請書の記載内容、診断書裏面の「記入上の注意」等の内容を考慮すれば、本件処分においては、本件処分通知には、本件処分の理由が示され、かつ、いかなる審査基準を適用して本件処分を行ったかを審査請求人が了知し得る状況であった。

(2) 処分庁は、本件診断書からは、審査請求人が高血圧性心疾患によって日常生活において何らかの支障を生ずる程度の障害を伴う状態にあるものとは認められないと認定したものであって、本件審査基準に定められていない「障害の程度」という条件を一方向的に持ち込んで本件処分を行ったとは認められない。

(3) 処分庁では、健康管理手当認定の審査に当たっては、申請書類を審査するとともに、国からの通知「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく健康管理手当等の認定に関する委員会等の設置について（昭和55年5月14日厚生省公衆衛生局長通知。以下「昭和55年通知」という。）」に基づき設置される複数の医師で構成する原子爆弾被爆者健康管理手当等支給要件認定審査会（以下「認定審査会」という。）に諮ることで、申請書類の記載内容及び認定審査会の意見を総合的に勘案し判断している。

本件申請については総合的に判断した結果、法第27条第1項に規定する健康管理手当の支給要件には該当しないと判断した。

(4) 処分庁は、審査請求人が障害名を循環器機能障害、疾病名を高血圧性心疾患として本件申請を行っていることから、審査請求人について「循環器機能障害を伴う『高血圧性心疾患』にかかっている」かどうかを審査した。これは申請に沿って行ったものである。

(5) 処分庁が「却下」という表現を使ったのは、文言の用法の問題にすぎない。

第4 審査会の判断の理由

1 健康管理手当の支給対象

(1) 健康管理手当は、法第27条第1項の規定により、「被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」にかかっているものに対し支給することとされており、「厚生労働省令で定める障害」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第51条各号に掲げる障害とされている。

(2) 処分庁は、省令第51条第6号に基づいて規定する健康管理手当の支給決定に係る

審査基準（以下「本件審査基準」という。）として、循環器機能障害を伴う疾病とは、高血圧性心疾患等がその主なものと定めている。

- (3) 処分庁は、健康管理手当の認定事務（以下「認定事務」という。）を、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の施行について（昭和43年9月2日衛発第648号厚生省公衆衛生局長通達。以下「昭和43年通達」という。）」の通知等に基づいて行っている。

なお、認定事務は、法施行前は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年法律第53号。平成7年7月1日廃止。以下「原爆特別措置法」という。）第5条第2項に規定されていた。原爆特別措置法に関して発出された通知等については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）」の「第九 その他」の二において、「新法の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」と記載されており、平成7年7月1日の法施行以後も、認定事務に係る通知に変更はない。

- (4) 法第27条第1項の「疾病にかかっている」とは、昭和43年通達第二の5(1)によると、原爆特別措置法第2条の規定による「特別手当の場合における「疾病の状態にある」と同意義に解されるもの」とされ、昭和43年通達の第一の1(1)によると、特別手当の場合における「疾病の状態にある」とは「当該負傷又は疾病が治癒していない場合をいい、すなわち、当該負傷又は疾病につき治療を要する状態にある場合のほか、食事、運動等についての生活指導等医師の医学的管理のもとにおかれている状態をも含むものであること。」とされている。

また、法第27条第1項の「障害を伴う」とは、省令様式第19号（一）にある健康管理手当認定申請書の添付書類である診断書の「記入上の注意」にあるとおり、その「障害は、通例、日常生活において何等かの支障を生ずる程度のもの」とされている。

- (5) さらに、処分庁は昭和55年通知に基づき複数名の専門医師で構成される認定審査会を設置し、専門医師の医学的意見を求めた上で、認定事務を行っている。
- (6) これらを踏まえて、本件処分について処分庁の判断に違法又は不当な点がないかどうか検討する。

2 判断

- (1) 高血圧性心疾患に該当するという審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、処分庁が本件審査基準に定められていない「障害の程度」という条件を一方的に持ち込んで本件処分を行っており、高血圧性心疾患に該当しないと判断した審理員意見書の結論には理由がない旨を主張している。

イ 法、省令及び通達は、法第27条第1項の「障害を伴う疾病にかかっている」かどうかの具体的な審査基準を定めているわけではなく、複数名の専門医師からな

る委員会を設置し、委員会から医学的意見を徴することにより認定事務の適正化を図ることとしているため、この観点から審査会として判断する。

ウ 処分庁は、判断に当たり本件申請について認定審査会に意見を求めており、認定審査会は、健康管理手当支給対象となる「障害を伴う疾病にかかっている」か否かについて、「障害を伴う」ことと、「疾病にかかっている」ことの2要件を満たしているか否かを、心電図の検査項目や、診断書に記述されている理学的検査、臨床病理学的検査、血圧や血清検査所見等の様々な検査、その他特記すべき事項や治療状況等を総合的に勘案した結果、少なくとも「障害を伴う」状態にあるとは認められないため、健康管理手当支給対象となる高血圧性心疾患ではないと判断した。したがって、本件審査基準に定められていない「障害の程度」という条件を一方的に持ち込んで意見を述べている訳ではないといえる。

また、専門分野及び被爆者医療分野において、多年の経験を有する出席委員らが合議により総合的に判断したものであると認められるから、認定審査会の審議手続・内容に違法又は不当な点は認められない。

したがって、この点に係る審査請求人の一連の主張には理由がない。

(2) 審査請求人は高血圧性心疾患以外にも、循環器機能障害を伴う疾病を患っているという審査請求人の主張について

審査請求人は、申請の際、健康管理手当の支給対象となる疾病として申請書の「循環器機能障害」欄に○を付し、「疾病名」欄については、「高血圧性心疾患」と記載しており、「高血圧性心疾患」についての認定の審査が行われることを前提として本件申請を行っているのであるから、この点に係る審査請求人の主張には理由がない。

(3) 本件申請につき、形式的な不備はなかったにもかかわらず「却下」されたという審査請求人の主張について

行政庁が申請を拒否する処分を行う場合には、①法令上許されない事項について申請がされたり、申請の手続が法令に違反していることを理由として、実体的内容に触れずに、いわゆる門前払いする場合と②手続等は適法であるが実体的にみて理由がないことを理由にして拒否する場合がある。法令上は、両者を含む意味で「却下」の語を用いる場合と両者を区別する場合（その場合は①を「却下」、②を「棄却」と呼ぶ。）がある。

本件では、前者の意味で用いられており、審査請求人が主張するように本件申請に形式上の不備があったことを理由として本件処分がなされていた訳ではなく、この点に係る審査請求人の主張には理由がない。

(4) 本件処分における理由提示が十分であるかどうかについて

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項は、行政庁は申請に対する拒否処分をする場合には申請者に対しその理由を示さなければならない旨規定している。

一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制すること及び処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることとされている（最高裁昭和36年（オ）第84号昭和38年5月31日判決〔以下「昭和38年判決」という。〕）。

申請者に提示すべき理由の程度について、行政手続法に定めはないが、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきとされ（昭和38年判決）、加えて「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならない」（最高裁昭和57年（行ツ）第70号昭和60年1月22日判決）とされている。

これらは、行政手続法下においても、一定の基準となるものと考えられる（東京高裁平成11年（行コ）第173号平成13年6月14日判決）。

イ これを本件についてみると、本件処分通知には、支給できない理由として「診断書に記入された検査成績及び所見等を審査した結果、あなたの病気が手当の支給対象となる程度の障害を伴う状態にあるものとは認められません。」と記載されているところ、その文面から法第27条第1項にいう「障害を伴う」とことと「疾病にかかっている」とことの2つの要件をともに満たしている状態ではないという処分庁の意図が、正確に審査請求人に受け取られなかったきらいがある。

ウ なお、審査請求人は、本件処分通知の中の「支給できない理由」の記述の中には、具体的な審査基準の記載がないと主張する。

本件審査基準は、循環器機能障害に伴う疾病とは、高血圧性心疾患等がその主なものというものであり、審査請求人は、高血圧性心疾患を健康管理手当の支給対象となる疾病として申請をしている。

本件処分通知の支給できない理由には、法第27条第1項にいう「障害を伴う」とことと「疾病にかかっている」とことの2つの要件をともに満たしている状態ではないことが記載されていることから、この点に係る審査請求人の主張には理由がない。

第5 付言

- 1 今後、本件事案と同様の事案における処分通知の理由の記載については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否されたかを、申請者がその記載自体から処分庁の判断理由を明確に受け取ることができるよう改善を図ることが望ましい。
- 2 本件審査請求において審査請求人が本件処分通知を見て「本件審査基準では定められていない『障害の程度』という条件を一方的に持ち込んだ」と主張するように、処分庁の理由の記載は分かりにくいいため、理由の提示内容について、申請者に誤解を生じさせないよう、実際の審査過程に即した理由の提示を行うなど、改善を図ることが

望ましい。

- ※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第 81 条第 3 項で準用する法第 79 条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。